

令和4年第3回定例会

鳴沢村議会会議録

令和4年9月14日 開会

令和4年9月21日 閉会

鳴沢村議会

令和4年第3回鳴沢村議会定例会会議録

令和4年9月14日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局長書記 渡辺栄一

7、会議事件

承認第 2号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分につき承認を求める件
報告第 3号 令和3年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の

報告

- 報告第 4 号 令和 3 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告
- 認定第 1 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 2 5 号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 2 6 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 7 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 承認第 2 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 5 報告第 3 号 令和 3 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告
- 日程第 6 報告第 4 号 令和 3 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告
- 日程第 7 認定第 1 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 8 議案第 2 5 号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 2 6 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 2 7 号 令和 4 年度鳴沢村国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）

◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和4年第3回定例会開会に先立ち、ご挨拶申し上げます。

9月も中旬となりますが、残暑の厳しい日々が続いております。今までのところ、台風の接近が見られませんが、不測の事態に耐え得るよう、日頃から防災対策を行っていただきたいと思います。

この夏は、新型コロナウイルスの第7波感染拡大が深刻でしたが、ここ20日間は感染者数が前週の同じ曜日を下回る状況が続いています。状況が好転し、今後の行事が予定どおり行われることを期待します。

一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は半年を超え、インフレ、円安が進み、経済への影響が深刻化しております。

こういった不安に対処するため、村民と連携し、様々な意見や要望を議会に反映できるよう、また、より活発な議会活動を行うために議会基本条例を制定するべく議員間で協議を行ってまいります。

最後に、今定例会も慎重に審議いただきますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

なお、クールビズのため、上着の着用は自由とします。

開会 午後1時30分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和4年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（三浦直樹君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、改めましてこんにちは。

本日は令和4年第3回鳴沢村議会定例会の開会をお願いしたところ、議員さん全員の参加の下で開会できましたことに敬意を申し上げます。

また、先日の防災講演会にも夜間にもかかわらず、議員さんはじめ多くの関係者の方々に受講していただきまして、ありがとうございました。

気象庁の今年の梅雨明け時期が平年よりも早い時期となり、異常気象が続いてくると思っております。7月からの暑さや9月のこの残暑、それにコロナ対策など、村民の皆さんも大変ではありましたが、皆様のご協力により、大事には至らなかったことと考えております。

今からまだ台風シーズンが異常気象の中で大型化すると思われませんが、台風また雨などの豪雨、どんな災害が起きるか分かりませんが、コロナ対策と日頃の備えは、村民の皆様にも啓蒙していきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本議会では、承認1件、報告2件、認定1件、条例改正1件、補正予算2件、人事案件を予定しております。各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

議長（三浦直樹君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡邊明雄君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、7月27日に、第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、令和4年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

議会運営委員長（渡邊明雄君） 8番 渡邊明雄。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、6月17日の本会議において議決された件についての報告

であります。

9月5日及び8日の午後3時から、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月5日の委員会で申し合わせた事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より9月21日までの8日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、9月7日正午までとすること。

4、定例会の開催にあたっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、9月8日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、7日正午に通告が締め切られた5名5件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 総務教育厚生常任委員長 佐藤博水君。

総務教育厚生常任委員長（佐藤博水君） 9番 佐藤博水。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月31日午後7時30分より、総合センター講堂において委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村青少年育成会との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立ち、総合センター会議室において、青少年育成会の会長、副会長、指導員の方々と座談会を開催し、青少年育成会活動や村行政に係る課題や要望等を伺いました。

座談会では、コロナ禍での感染リスクを抱えた育成会活動に不安を抱えているなど、様々なご意見や課題・対策案が挙げられました。

座談会終了後に総合センター講堂で委員会を開催し、指導員の方々から挙げられたご意見やご要望について、協議を行いました。

協議を行った結果、村内の不審者対策やコロナ禍での各種活動に対する負担軽減の方策の検討などについて、議員協議会へ提言することに決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

建設産業経済常任委員長（渡辺次男君） 5番 渡辺次男。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会において、所管事務の調査について継続

調査を要する旨を議長に申し出、6月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月8日午後3時26分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、道の駅リニューアル専門部会について、土地開発行為等調整会議の報告についての2件です。

会議では、まず、道の駅リニューアル専門部会から上程のあった専門部会の休止について協議し、専門部会を休止することに決定いたしました。

続いて、8月10日に開催された鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例に基づく土地開発行為等調整会議の内容について報告を行いました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について、報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 4番 土屋文明。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和4年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月21日午後2時より、議案控室において広報常任委員会を開催いたしました。

出席者は委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第49号（案）について

の1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第49号についてレイアウト、記事内容等について協議し、8月1日に配布を終わりました。

今回の議会だよりでは、小学校のプール授業の様子を表紙にし、メインの特集として、過去に行われました一般質問についてのその後の取り組みを追跡した追跡レポートを掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦直樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの8日間と決定しました。

◎日程第4 承認第2号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（三浦直樹君） 日程第4、承認第2号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長
小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第2号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第2号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）で、緊急を要するものとして一般会計予算に1,996万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億155万1,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業1,144万1,000円、生活困窮者緊急生活支援金支給事業852万2,000円を計上しております。事業実施に係る財源として、全額国庫支出金及び県支出金を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、7月8日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、福祉保健課長より説明いたします。

福祉保健課長（渡邊 積君） それでは、承認第2号の詳細についてご説明いたします。

専決第2号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算要求書をご準備ください。

要求書の3ページをお願いいたします。

最初に、生活困窮者緊急生活支援給付金事業についてご説明いたします。

補正予算要求額は852万2,000円の皆増で、財源は全額県補助金を見込んでおります。

次のページをご覧ください。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収

入減少の中で、物価高騰等に直面した生活困窮世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を給付するものであります。

対象世帯は、令和4年6月1日の基準日において世帯全員が令和4年分の住民税均等割非課税世帯、所得割非課税世帯であります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し同様の事情であると認められる世帯も対象となっております。

事業費の内訳は、500世帯分の支援金750万円とその給付に関する事務費102万2,000円であります。

山梨県の令和4年6月議会において支援策が決定したため、補正予算となったものであります。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

補正予算要求額は1,144万1,000円の皆増で、財源は全額国庫支出金を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものです。

対象者は、令和4年6月1日の基準日において、世帯全員が令和4年分の住民税均等割非課税世帯で、令和3年度に支給を受けていない世帯となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、同様の事情であると認められる世帯も対象となっております。

事業費の内訳ですが、100世帯分の給付金1,000万円とその給付に関する事務費144万1,000円であります。

こちらは国において令和4年6月1日に要領を改正し、事業実施が決定したため、補正予算となったものであります。

以上で承認第2号の詳細説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 報告第3号 令和3年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第6 報告第4号 令和3年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長（三浦直樹君） 日程第5、報告第3号令和3年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第6、報告第4号令和3年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括し

て議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 報告第3号令和3年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

令和3年度決算の財政健全化判断比率につきまして、実質赤字比率はマイナス7.69%となっており、早期健全化基準の15%と比較すると、これを下回っております。連結実質赤字比率はマイナス10.70%となっており、早期健全化基準の20%と比較すると、これを下回っております。実質公債費比率はマイナス2.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。将来負担比率はマイナス329.70%となっており、早期健全化基準の350.00%と比較すると、これを下回っております。

これら4つの指標のいずれか1つ以上が早期健全化基準を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられておりますが、村では全ての比率について基準を超えていないため、健全な財政運営が行われております。

参考までに、令和3年11月に公表された総務省の資料によりますと、令和2年度の実質公債費比率はマイナス2.2%で、全国1,741市区町村中第38位、県内では27市町村中第3位と良好な数値となっております。

続きまして、報告第4号令和3年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合を表す財政指標であります。この比率が20%を超えた場合には経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計については、実質的には簡易水道事業特別

会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率は算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。

この規定に基づき、去る8月24日、25日の2日間、監査委員による審査を行っていただきました結果、審査意見書の最下段にあるように、是正改善を要する事項としては、特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。

また、算定の根拠として、お手元に資料を配布しましたので、ご覧いただきたいと思えます。

現在のところ、本村は健全な財政運営がされておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による経済不況をはじめ、村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であることから、細心の注意を払いながら財政運営を行ってまいります。

以上で報告第3号及び第4号についての報告を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で報告第3号及び第4号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第7 認定第1号 令和3年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（三浦直樹君） 日程第7、認定第1号令和3年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号令和3年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計に係る令和3年度の決算は、全ての会計の歳入総額34億849万4,085円、歳出総額32億1,458万7,931円となりました。

この歳入歳出の差引きである形式収支は1億9,390万6,154円、形式収支から令和4年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源1,252万円を差し引いた実質収支は1億8,138万6,154円の黒字となりました。

詳細につきましては、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政需要を見極めた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員 小林昭一君。

監査委員（小林昭一君） 地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行

実績報告書により各所属長から説明を受ける方法により、令和4年8月24日及び25日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条及び鳴沢村監査基準第14条第4項の規定に基づき意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び令和3年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書を併せて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されてありますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第8 議案第25号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第8、議案第25号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（三浦寿得君） 議案第25号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、人事院による公務員人事管理に関する

報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置がなされたことにより、国家公務員との権衡を踏まえることが求められている地方公共団体においても国家公務員の措置に準じて、育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和を進めるため、所要の改正を行うものであります。

1 ページ目をご覧ください。

改正内容としましては、条例第2条から第3条の2にわたり、育児休業をすることができない職員の定義、育児休業法第2条第1項の条例で定める日及び条例で定める場合、また、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別な事業等について、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び柔軟化のため、国に準じて所要の改正を行うものであります。

また、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため、条例第10条により育児休業等計画書の仕組みは削除することとなります。

なお、附則として、施行期日は令和4年10月1日から施行するものとし、経過措置として、この条例の施行の日前に、育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるものとしめます。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。

よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第26号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)

◎日程第10 議案第27号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(三浦直樹君) 日程第9、議案第26号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)及び日程第10、議案第27号令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第26号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)及び議案第27号令和4年度鳴沢村国民健康保

険特別会計補正予算（第1号）の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに728万5,000円を追加し、一般会計並びに特別会計の総額を31億1,820万9,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業250万円、小学校教育振興費155万3,000円、地域情報通信基盤整備推進事業118万3,000円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業の実施に係る財源として、国庫支出金250万円、県支出金160万2,000円、前年度からの繰越金301万8,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和4年度予算と令和3年度から令和4年度に繰越明許させていただいた予算の総額は31億4,541万7,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第26号及び議案第27号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号及び議案第27号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（三浦直樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月15日から20日まで6日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本会議は9月15日から20日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月21日午前10時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月14日

議会議長

署名議員

署名議員

令和4年9月21日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林茂澄
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 渡邊安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1号 令和3年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第26号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第27号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 6 同意第 2 号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件
- 日程第 7 同意第 3 号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件
- 日程第 8 同意第 4 号 鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件
- 日程第 9 発議第 1 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書の提出
- 日程第 10 発議第 2 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出
- 日程第 11 請願第 1 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願
- 日程第 12 請願第 2 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 13 一般質問
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午前10時29分

議長（三浦直樹君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦雄一郎君、渡辺正人君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和4年第2回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、3番 渡辺宗司君。

3番（渡辺宗司君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

令和4年6月21日午前10時より定例会が招集され、会議が行われました。

議員17名と、会議事件説明のために、組合長をはじめ執行部2名の出席がありました。

会議事件は3件で、本議会においては、まず、会期が6月21日の1日限りと決定されました。

次に、会議録署名議員の指名が行われ、7番 小佐野正博君、12番 中野貴民君が指名されました。

次に、委員会の所属についてが議題とされました。

今回当選された渡辺国春さんは、前任者 朝比奈 誠さんが入っていた入会権対策委員会に入ること承認されました。

次に、議案第5号令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）が議題とされ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,842万7,000円を追加し、歳入歳出予算はそれぞれ1億1,970万2,000円とすることで、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和4年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計予算についてが議題とされ、歳入歳出予算の総額にそれぞれ559万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2,309万4,000円とすることで、原案のとおり可決されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了といたします。

議長（三浦直樹君） 富士五湖広域行政事務組合議会、9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 令和4年第2回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

令和4年8月29日15時より招集され、議会運営委員会、全員協議会の後、本会議が富士五湖広域行政事務組合3階会議室において行われました。

議員19名と、会議事件の説明のために、代表理事 堀内 茂 富士吉田市長、理事 小林 優 鳴沢村長をはじめほかの理事と、事件説明のため、執行部及び事務局の出席がありました。

本会議において、会議録署名議員の指名に続き、会期は8月2

9日1日間と決定されました。

会議事件は17件で、内容としましては、報告第2号富士五湖広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正の専決処分報告について。

報告第3号富士五湖広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の専決処分報告について。

報告第4号富士五湖広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正の専決処分報告について。

報告第5号令和3年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）で歳入歳出それぞれ285万3,000円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ23億3,237万4,000円とする専決処分の報告について。

報告第6号令和3年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）で歳入歳出それぞれ3,722万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ22億9,514万9,000円とする専決処分報告について。

報告第7号令和3年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計補正予算（第1号）で歳入歳出それぞれ274万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億515万6,000円とする専決処分報告について。

報告第8号継続費繰越計算書調整報告で、富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設事業費4,740万2,000円を翌年度遞次繰越調整報告について。

議案第4号令和3年度富士五湖広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入22億8,285万9,748円に対し歳出22億8,279万9,463円、差引き残額6万285円で、6万円を基金繰入れとするものです。

議案第5号令和3年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑

特別会計歳入歳出決算認定について、歳入1億515万7,229円に対し歳出1億314万8,603円、差引き残額200万8,626円のうち200万円を基金繰入れとするものです。

議案第6号富士五湖広域行政事務組合庁舎移転に伴う関係条例の整備について。

議案第7号例規集の電子化に伴う関係条例の整備について。

議案第8号富士五湖広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について。

議案第9号財産の取得について。

救急車の老朽化が著しく、高規格救急車1台を3,853万3,000円で買い入れるものです。

議案第10号財産の取得について。

はしご付き消防自動車が26年経過し、老朽化が著しく、2億2,935万円で買い替えるものです。

議案第11号令和4年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）。

本年度購入予定の高規格救急車に対する国庫補助金確定に伴い、歳入構成の変更です。

選任第3号富士五湖広域行政事務組合議会運営委員の選任について。

選任第4号富士五湖広域行政事務組合議会常任委員（総務委員・消防委員）の選任について。

報告7件、議案8件、選任2件とも、原案どおり賛成全員で認定及び可決されました。

議案のほか、8月31日新庁舎内覧、10月25日から28日のうち、1泊2日で関東甲信地区へ噴火に伴う防災についての議員研修の実施、会議終了後、常任委員会正副委員長の互選が

行われました。

新庁舎は、10月4日仮開庁し、業務が開始され、19日に竣工式、開庁と併せ50周年記念式典を行う予定となっています。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番
三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会について報告いたします。

令和4年7月11日、午後1時半より議員全員協議会が開催されました。午後2時より令和4年度第1回臨時会が行われました。

会議は、議員24名と、会議事件説明のために、広域連合長山下政樹笛吹市長をはじめ事件説明のために執行部及び事務局9名の出席がありました。

同日の全員協議会において、訴えの提起についての説明と一般会計補正予算の報告があり、協議の結果、全員の賛成で承認されました。

定例会においては、議員24名と、会議事件説明のために、広域連合長 山下政樹笛吹市長をはじめ事件説明のために執行部及び事務局9名の出席がありました。

最初に、任期満了に伴う議会運営委員会の選任がなされ、新たに、峡南地域において早川町選出の米山久志議員が選出され、承認されました。その後、会期の決定が通告され、会期は7月11日の1日間と決定されました。

次に、議案第7号訴えの提起について、事務局より説明があり、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、支払いに応じないため、訴えによりその支払

いを求めるものの説明がされ、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出総額にそれぞれ355万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,697万5,000円とするものであります。これは損害賠償の訴訟費用であり、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 富士・東部広域環境事務組合議会、9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 令和4年第2回富士・東部広域環境事務組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

令和4年8月19日14時30分より招集され、全員協議会の後、本会議が富士吉田市環境美化センター3階大会議室において行われました。

議員17名と、会議事件説明のために、管理者 堀内 茂富士吉田市長、副管理者 小林 優鳴沢村長をはじめほかの副管理者と、事件説明のため、執行部及び事務局の出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名に続き、会期は8月19日1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としまして、認定第1号令和3年度富士・東部広域環境事務組一般会計歳入歳出決算認定についてで、歳入総額1,040万8,000円に対し歳出総額786万2,255円、差引き残額254万5,745円で、200万円を基金繰入れとするもので、原案のとおり認定されました。

議案のほか、報告事項として、令和4年度入札執行状況について、組合業務執行状況について、組合議会先進地視察研修につ

いて、管理者及び議長交際費の運用について、組合情報誌の発行について、組合人事行政の運営等の公表について、それぞれ事務局長から説明報告がありました。

以上で富士・東部広域環境事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 認定第1号 令和3年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（三浦直樹君） 日程第3、認定第1号令和3年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長（三浦雄一郎君） 今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第1号令和3年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月14日及び15日の2日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は、歳入を一括し、歳出については、予算科目ごとに、特別会計については、会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績、成果、課題、問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につ

きましては、議員全員が委員であり、ご承知のことと思いますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して、課題、問題点を抽出し、次年度以降の計画に活かすというサイクルを確立し、村民の福祉向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は、委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦直樹君） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第26号 令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第27号 令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（三浦直樹君） 日程第4、議案第26号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第27号令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

予算決算常任委員長（三浦雄一郎君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第26号令和4年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び議案第27号令和4年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る9月16日に開催し、付託された補正予算案の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただきます、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された2議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦直樹君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員

全員で構成され、議員諸君は、委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第26号及び議案第27号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第26号及び議案第27号の2件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三浦直樹君) 起立全員です。したがって、議案第26号及び議案第27号の2件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

◎日程第7 同意第3号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

議長(三浦直樹君) 日程第6、同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件及び日程第7、同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件の2件を一括して議題とい

たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。
村長（小林 優君） 同意第2号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件及び同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡邊みゆき氏及び小林傳吾氏が令和4年9月30日をもって任期満了となることを受け、任命するもので、後任といたしまして、鳴沢村2083番地の1、渡辺 朗氏及び鳴沢村3718番地1、長峰里砂氏を任命したいと思います。

ご存じのとおり、お二方ともに人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号及び同意第3号を一括して採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（三浦直樹君） 起立全員です。よって、同意第2号及び同意第3号の2件は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第4号 鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

議長（三浦直樹君） 日程第8、同意第4号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第4号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

代表監査委員の梶原先勝氏が令和4年9月30日をもって任期満了となることを受け、選任するものですが、後任といたしまして、鳴沢村805番地、梶原 実氏を選任したいと思います。

ご存じのとおり、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三浦直樹君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 発議第1号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書の提出

議長(三浦直樹君) 日程第9、発議第1号適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書の提出を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 発議第1号適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、シルバー人材センター、以下センターといいます、は地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している公共団体であります。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定ですが、同制度が導入されると、センターの多くの会員はインボイスを発行することができない免税事業者であることから、センターは、仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。

しかし、公益法人であるセンターの運営は、収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はなく、事業運営が困難となる可能性があります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、また、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じられるよう国の関係機関へ要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣に対し意見書を提出するものであります。ご賛同くださいますようお願い申し

上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

◎日程第10 発議第2号 加配定数の振り替えによらない
小学校35人学級の実施、中学校
校での35人学級の実施、教職
員定数改善、及び義務教育費国
庫負担制度拡充を図るための意
見書の提出

議長（三浦直樹君） 日程第10、発議第2号加配定数の振り替え

によらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 発議第2号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

学校現場では、いまだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に関する様々な対応や、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

また、教職員の働き方改革が少しずつ進められていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。

一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、教職員定数改善を進め、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。また、三位一体改革により、義務教育費、国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し、自治体間の教育格差が生じることも懸念されます。子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法上の要請であります。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、小学校の35人学級実施にあたっては、加配定数の振替で

はなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員など、教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

4、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出するものであります。ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦直樹君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

◎日程第11 請願第1号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願

議長(三浦直樹君) 日程第11、請願第1号適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦直樹君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第12 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

議長(三浦直樹君) 日程第12、請願第2号加配定数の振り替え

によらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第2号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第13 一般質問

議長（三浦直樹君） 日程第13、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡辺正人君からの情報セキュリティ管理についての質問を許します。2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） 情報セキュリティー管理について質問いたします。

現在、全国民への普及を推進しているマイナンバーカードですが、河野デジタル大臣は、健康保険証だけでなく、運転免許証として利用するなど、使い方を増やす方向で取り組むとの考えを示しています。デジタル庁では、今後行政事務のデジタル化や教育のデジタル化を進めるとのことですが、様々なデータを紐づけてビッグデータとして活用することは、利用者側の利便性は非常に高くなる一方で、心配になるのは、個人情報や機密情報の漏えいリスクであります。

本日は情報セキュリティー管理の現状について教えていただきたいと思ひます。

1番目としまして、個人情報や機密情報をUSBメモリーやノ

ートパソコンなどに入れて、職員や業者が持ち出すことはあるでしょうか。

2番目、情報を紛失した場合の対応ルールはどのようなになっているでしょうか。

3番目、個人情報や機密情報を電子メールで外部へデータ送信する際の承認ルールと相手側のウイルス対策など、事前に確認を行っているでしょうか。

4番目、情報セキュリティー管理強化に向けたセキュリティーポリシーの設定や情報漏えい対策の課題について、どのように対応をお考えでしょうか。

以上、4点をお伺いいたします。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺正人議員の質問の情報セキュリティー管理についての質問ですが、国、県からの指導もありますし、また、村でもやっておりますので、担当の総務課長より答弁させます。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） それでは、渡辺正人議員からの質問について答弁させていただきます。

まず、最初の質問にあります個人情報や機密情報をUSBメモリーやノートパソコンなどに入れて職員や業者が持ち出すことはあるかにつきましてお答えいたします。

役場のシステムは、個人番号を利用する住民情報システムや税務事務、国保、介護、後期高齢者医療事務、簡易水道事業等の村の基幹システムで利用する個人番号利用事務系、また、地方公共団体と中央省庁との接続に限定しているLGWAN系、インターネット系の3系統のシステムとなっており、系統ごとに分離されております。

個人番号利用事務系とLGWAN系のデータのやり取りを行う

場合は、SDカード等のメディアではシステムにアクセスできず、セキュリティー対策を施してあるUSBメモリーにデータを取り込み、各系統間での業務を行っております。USBメモリーは、システム管理者である情報担当が管理しており、必要な業務にのみ貸出しを行い、業務完了後は速やかに戻すよう運用しているため、職員がデータの持ち出しを行うことはできません。

また、LGWAN系とインターネット系のデータのやり取りについては、同様に、セキュリティー対策を施してあるUSBメモリーにデータを取り込み、各系統間での業務を行っております。このUSBメモリーは、各所属長が管理しており、必要な業務にのみ貸出しを行い、業務完了後は速やかに戻すよう運用しております。

続いて、業者に対するセキュリティーですが、個人情報扱う業務につきましては、本村の基幹システムの保守管理を行っている会社に業務委託を行っております。役場内で業務を行う場合は、保守業務用の専用パソコンで操作を行い、専用パソコンは、職員同様に認証済みのUSBメモリーしか使えません。このため、業者がUSBメモリーを使ってデータを持ち出すことはできません。USBメモリーについては、資産管理システムで管理しており、特定のUSBメモリー等の記録媒体でしか読み書きできないように制限をかけています。その上、USBメモリーも暗号化して使用しており、パスワードが分からない限りUSBメモリーの保存領域にアクセスできないようにして、情報漏えい対策を行っております。

次に、2番目になりますが、情報を紛失した場合の対応ルールはどのようなになっているかとの質問についてお答えいたします。

鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程により、紛失

等により情報漏えいした場合には、事務取扱担当者が保護責任者である所属長へ報告することとなっております。保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を速やかに調査し、総括保護責任者である総務課長及びシステム管理者である情報担当に報告します。

ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護責任者及びシステム管理者に当該事案の内容等について報告することとしております。総括保護責任者は、報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を村長に速やかに報告し、保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるという規程どおりに対応することとなっております。

次に、3番目ですが、個人情報や機密情報を電子メールで外部へデータ送信する際の承認ルールと相手方のウイルス対策など、事前に確認を行っているかとの質問についてお答えいたします。

国、県以外の外部への送信データについては、全ての添付ファイルをP P A P、メールでパスワード付きのジップファイルを送り、後でパスワードを送るファイル共有方式ですが、このような方式で送付しております。外部へ送信する際の承認ルールは、現状はございませんが、基本的に電子メールで個人情報や機密情報を送付する業務はないと認識しております。

なお、相手方のウイルス対策の確認は事前にはしておりませんが、山梨県セキュリティークラウドといわれるネットワーク上でサイバー攻撃の検知、対処等を行う県の高度なメールフィルタリングを経由するセキュリティー対策を行った後、村のメールサーバー内でも改めてメールの無害化処理等を行っておりますので、内部に入ってくるものに関しては、二重のウイルス対策が講じてあり、基本的にシャットアウトしております。このよう

なウイルス対策を講じているため、現在までウイルス感染したことはございません。

次に、情報セキュリティ管理強化に向けたセキュリティポリシーの設定や情報漏えい対策の課題について、どのように対応を考えているかとの質問についてお答えいたします。

村では、平成29年2月にセキュリティポリシーを策定しておりますが、令和元年に改訂したままとなっておりますので、セキュリティポリシーの見直しについて検討していきます。情報漏えい対策の課題としては、専門的な知識が必要となるので、国の令和4年3月に策定しているセキュリティポリシー等を参考に、山梨県や委託業者等と相談して、適切なセキュリティ対策を講じていきたいと考えております。

以上で渡辺正人議員からの質問への答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 2番 渡辺正人君。

2番（渡辺正人君） ありがとうございます。状況、よく分かりました。

情報管理の目的は、情報漏えいによる被害を最小限に抑えることということで、個人情報や紐づけや様々なビッグデータを整理する一方で、サイバー攻撃などの被害を想定したセキュリティ強化はやっぱり必要であります。情報漏えいが発生した場合、二次被害の防止や速やかな再発防止策が必要となりますが、また、一方で、ソフトウェアをどんどん増やして、新たなシステムを増やして、ライセンス費用、それから保守費用等が毎年増え続けている今、歳出は増え続けているわけですが、人口の少ない自治体では、将来財政を圧迫する可能性も出てくると思います。費用対効果だけで見るとは、財政の負担の状況を考慮して、小規模自治体に適したDX戦略というのが必要だと考えています。

今後は、専門性の高い人を集め、組織的な統制、管理を行うことが重要でありますので、情報管理の組織体制をぜひ検討していただきたいということをお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（三浦直樹君） 以上で渡辺正人君の一般質問を終わります。

次に、再生可能エネルギー設備設置費補助についての質問を許します。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 再生可能エネルギー設備設置費補助ということで、地球環境温暖化の防止策で、木質ペレット、木を伐採したやつの粉をうまくペレットにして燃料とするストーブの普及が望まれています。かすも出なくて、暖かくて、非常に効率がいいような、スタイルもいいし、斬新的なものですが、結構値段も高く、20万円とか、100万円とかするようなものですが、これを鳴沢村で補助金の交付の規定がありませんので、他の町村では20万円ぐらい補助を出しているところも、近隣にもありますので、鳴沢村でも何とかこのストーブの再生可能エネルギーということで、燃えかすもほとんど出ないような状況らしいですね。

だから、これもぜひとも補助を頂ければありがたいと思います。それなので、交付の予定があるかどうか、教えてください。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の再生可能エネルギー設備設置費補助の質問ですが、担当課であります小林住民課長に答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 住民課長。

住民課長（小林昭博君） それでは、渡邊明雄議員からの質問、再生可能エネルギー設備設置費補助金についてお答えします。

渡邊明雄議員のご指摘のとおり、ペレットストーブについては、

環境への負担が少なく、化石燃料を使用しないことや間伐材を有効活用できることから、カーボンニュートラルを実現する環境に優しいアイテムとして注目されており、地球温暖化防止や再生可能エネルギー等の観点から有効であると認識しております。

しかしながら、設置にあたっては、工事費用を含め一定の費用がかかり、ランニングコストについても、石油ストーブと比較しては割高とされており、定期的なメンテナンスや掃除なども必要となることや、設置場所も固定する必要がある、また、高断熱・高气密住宅がよいとされており、築年数が古く、断熱、気密が十分でない住宅の場合、ストーブの近くしか暖まらないといった場合もあり、設置にあたってはさらなる工事が必要となる場合もあるなど、まだ一般向けとは言えない状況であると考えております。

当村においては、平成27年度に第一区から同様の陳情があり、検討を行った結果、やはりコスト面の問題等により一般向けでないと判断し、今後の普及状況や地域の状況に合わせて検討したいと回答しております。その後、6年経過したわけですが、現状として状況に変化がないものと思っており、また、近年においても、住民からペレットストーブに関する補助金についての問合せもない状況であります。

近隣町村においては、富士吉田市、忍野村、山中湖村において、設置するにあたっての補助制度があり、普及も推奨しておりますが、これについては、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合において木質ペレットを生産、販売していることが大きな要因となっており、当村とは状況が異なります。また、山梨県においては、このほか6市村において補助制度がありますけれども、補助交付率が1%の市村が多く、普及が進んでいない現

状もあります。

補助金制度の創設にあたっては、全ての対象者に対し幅広く利用していただくことが大切と考えておりますので、これらを踏まえ、現時点での補助金交付は考えておりません。地球温暖化に対する環境保全については、各個人の知識と理解が必要となり、日頃の生活の中で環境保全につながる行動を取っていただく必要があります。村としても、個人の意識向上につながる施策を、先進事例等を参考に調査研究し、進めていきたいと考えておりますので、議員の皆さんにおかれましても、何か参考となる事業等ありましたら、ぜひともご提案いただきたいと思います。

以上で渡邊明雄議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 補助金は出さないということなんですけれども、これは、私がお願いした経緯は、住民の方から、鳴沢村では出ていなんだけれども何とか申請してくれないかという要請がありました。だもので、お願いしたわけなんですけれども、一歩進んで、次の次ぐらいから、できればそういうものを取り組んでいただきたいと思います。

先ほどお話がありましたけれども、住宅の想定が古い家のものだとか、なんだとかとおっしゃっていましたが、そういう方もいらっしゃるし、いろんな方がいて、申請したい人に対しては積極的に取り組んでいただきたいと思います、このように思います。

以上です。

議長（三浦直樹君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、地震時の火災予防の補助制度についての質問を許します。

7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 地震時の火災予防の補助制度についてお尋ねをいたします。

過日、防災の日、鳴沢防災講演会に、甲府地方気象台から南海トラフ地震防災専門官 干場三寛氏を講師にお招きし、南海トラフ地震に関する防災という演題で講義をいただきました。東海地震に関する情報は地震予知が困難なため、今後は発表されないとのこと。今後は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、南海トラフ地震臨時情報が発表されるそうです。南海トラフ地震臨時情報発表前に大地震が起こる可能性もあるとのこと、鳴沢村も、震度6から7の震度が予想され、過去の南海トラフ地震の前・中・後には、大きな活断層地震や火山噴火が発生しているとのことでした。富士山も例外ではないそうです。

これほど大きな自然災害には太刀打ちできないのかと感じましたが、地震が起こったら自助が薄くてもやはり公助があるだろうと思うのは、大きな間違いだと改めて感じました。自助がやはり一番大切であると再認識をいたしました。

そこで、日頃の備えの一つとして、火災予防があります。1、地震発生後の火災、2、停電後復旧後の通電火災の予防です。

地震が収まって電気が復旧したときに、倒れた電気製品や破損した電源コード等が火元となり、発生するのが通電火災です。大規模地震の出火原因は時代とともに変化し、近年は、灯油、ガスではなく、揺れに伴う火災のうち、出火原因が確認されたものでは、電気に起因する出火が6割を超えています。このため、感震ブレーカー等の設置により地震時の電気を遮断することで、電気に起因する出火が相当程度抑制されると思います。感震ブレーカー等の設置改修を勧めるための補助金・助成制度

の設置を行い、地震火災予防の普及に努めたらどうかと思いますが、村長の考えを伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員からの地震時の火災予防の補助制度についての質問にお答えいたします。

感震ブレーカー等の普及促進は、平成26年3月に閣議決定された首都直下地震緊急対策推進基本計画で、出火防止対策として位置づけられました。その後、これを受けて、内閣府、消防庁、経済産業省の連携の下、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会が行われ、検討会報告において、大規模地震の備えとして、感震ブレーカー等の普及が求められております。

平成28年3月に電気需要場所における電気工作物の設計、施工、維持、検査の規範となる民間規程、内線規程が改定され、感震ブレーカーの設置が規定されました。また、平成31年4月には、内容が一部改正され、地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域、都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の住宅などに設置することを勧告し、これ以外の全ての地域住宅に設置することを推奨しています。富士五湖消防本部に確認したところ、これまで感震ブレーカーの普及啓発は行っていないとのことでした。

内閣府が公表している感震ブレーカー支援制度を設けている都道府県は47都道府県のうち7府県で、全国1,718市区町村では、121市区町村が独自の支援を実施しているようです。県内でも支援制度を行っているのは2町であります。この2町でも、申請件数がない状況のようです。経済産業省が作成したリーフレットによりますと、感震ブレーカーの種類は、電気工事が必要な分電盤タイプと電気工事が不要な簡易タイプがあります。簡易タイプは、ばねやおもりで物理的にブレーカーを落

とす仕様になっています。費用も安価で、量販店の防災グッズ売場で販売しているようです。

住宅の耐震診断や耐震補強工事とは違い、家具類の固定と同様に、ご自身で十分行える自助の範疇だと思っておりますので、今のところ助成金制度は考えておりません。広報なるさわ9月号にて、家具の固定や災害時の連絡方法等の地震防災についての対策、啓発活動の記事を掲載しましたが、今後は感震ブレーカーの普及啓蒙についても行ってまいりたいと思っております。

以上で小林昭一議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 今の村長の説明で、やっぱり県内でも2町ありますけれども、申請件数は少ないということもあります。広報にも周知していただけるということなので、地震時、火災がどの程度結構な割合を示しているのかということがありますので、東海大地震、南海トラフ地震が来る前に富士山噴火も考えられれば地震もあるということもあると思うので、一層の啓蒙活動をしていただければありがたいと思いました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三浦直樹君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、給付金事業は、どのような体制で運営されているかの質問を許します。5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 給付金事業はどのような体制で運営されているのかについて、村長に伺います。

山口県阿武町で発生したコロナ関連の臨時給付金4,630万円の誤支給は、ネットカジノで全額使ったとして返還拒否もあり、世間を大変騒がせました。通常手続のフロッピーディスクを金融機関に渡した後、本来必要のない振込依頼書を誤って銀行に提出したことも発覚。この時代錯誤な阿武町の体制も火に

油を注ぎました。また、山梨県内でも、南アルプス市や笛吹市の誤支給事例が報道されています。

本村の給付金事業はどのような体制で運営されていますか。また、万が一事故が発生した際の対応マニュアルは整備されているのか、伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の給付金事業の送付はどうなっているかという質問に対しては、日頃から会計管理を行っております渡辺会計管理者に答弁させていただきます。

議長（三浦直樹君） 会計管理者。

会計管理者（渡辺安司君） 報道もありましたので、村民の皆様も高い関心を持っている事柄だと思います。まず、先ほどの質問の要旨ですけれども、誤った振込の支払いで事故が発生しないような体制はどうなっているか、また対応マニュアルは整備されているかというご質問をいただきました。

まず、給付金等の事務処理につきましては、各担当課で行っております。また、フロッピーディスクではなくて、CDを作成し、指定金融機関であります都留信用組合にお渡しをしております。

具体的には、担当と2人体制で再度確認をし、誤りのないよう事務処理を的確に実施しております。また、出納室の場合ですけれども、全体の総合振込も同様にCDを作成しております。指定金融機関であります都留信用組合に振込のデータをお渡ししております。この全体の総合振込のデータの作成時には、ヒューマンエラーのないように、二重に、2人体制でデータの再確認を行っております。現在、万一の事故が発生した場合ですけれども、明文化した対応マニュアルはございません。

なお、金融機関に確認したところ、都留信用組合の事務センタ

一があり、そこでは、指示されたとおり振込データを機械的に処理しているということを伺っております。このため、万一事故が発生した場合は、役場職員が誤送金された該当者に、預金の払戻しに必要な書類を持参し、署名と捺印をお願いするしかないというふうに伺っております。返還の同意がない場合は、不当利得返還請求ということで、弁護士に依頼をすることとなります。

いずれにいたしましても、細心の注意を払って、適切な事務処理を心がけていきたいと思っております。

以上で渡辺次男議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（三浦直樹君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 会計処理部分の業務体制については理解できました。今後も引き続き厳正的確処理をお願いしたいと思います。

しかし、臨時給付金支給対象者の認定など、コロナ関連臨時給付金を主体的に推進している担当部門の運営体制については、まだ答弁されていないと思います。再度、担当部門の運営体制並びに対応マニュアルについて伺います。

議長（三浦直樹君） 会計管理者。

会計管理者（渡邊安司君） 臨時給付金等は、福祉保健課等で行っております。また、くらし応援給付金等が企画課等となっております。先ほど答弁にありましたように、各課で、担当課で行っているわけですが、担当者とその所属課長なり、上司と2人体制で、二重で再チェックを行って、データの確認をしているというような状況であります。

議長（三浦直樹君） 5番 渡辺次男君。

5番（渡辺次男君） 答弁ありがとうございました。

万が一のときの対応マニュアルのほうは、まだ村としてはでき

ていないというような感じだと思えますけれども、できるだけ早めに整備しまして、机上訓練などを行って、それぞれの担当部署課での連携を密にして、村民の安心安全を期待している村民が多いんです、それなので、厳正的確処理をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、带状疱疹の予防とワクチン接種の助成金についての質問を許します。4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 今回の一般質問は、带状疱疹の予防とワクチン接種の助成金についてです。

9月に入りまして、带状疱疹ワクチンのテレビCMが頻繁に放送されています。一度は見られた方もいらっしゃると思いますが、まさに感染しないための予防接種の推奨が始まっています。带状疱疹は、加齢に伴い免疫力が低下すると発症する可能性が高まると言われています。特に50代からは発症率が高まり、80歳代までに実に3人に1人が発症しているとデータでは示されています。

当村で推定しますと、50歳から80歳代は、9月8日現在、1,662名、総人口3,119人の53%、過半数を超えています。そのうち仮に3人に1人が発症すると498人、約500人が該当すると推定されています。そして、何より带状疱疹に感染してしまうと、皮膚症状が治った後も強い痛みが数年にわたって続く带状疱疹後神経痛、PHNと呼ばれているんですが、なる人はそのうちの約2割と言われております。当村にこれを当てはめた場合、約100人の方に带状疱疹後神経痛、PHNが推定されます。年齢が高くなればなるほどリスクも高まって、処置が遅れると死に至ることもある大変危険なウイル

スであります。

先週末の山梨県の新型コロナウイルスの感染者数は累計で約9万3,000人です。この発症率は、県内総人口の12%です。この比較でもお分かりのとおり、帯状疱疹の発症率30%は極めて高いと思います。厚労省では、実は、この帯状疱疹への予防効果は高いとして、2016年から生ワクチン、2020年からは不活化ワクチンを50歳以上の方を対象に使用を開始しています。

しかし、残念ながらこのワクチンは任意接種で、自己負担となっています。生ワクチンは1回8,000円程度、不活化ワクチンは1回2万2,000円程度の、これは2回接種となり、いずれも高額な負担となります。一部の市町村では、費用負担を軽減することで、この接種を促進して、発症と重症化を予防することを目的に費用の一部助成が始まっているようです。

そこで、当村においても、接種対象者約1,600人の健康と命を守るために、県内で最初の助成の運用開始の意向を伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員の帯状疱疹の予防とワクチン接種への助成についての質問ですが、担当課であります渡邊福祉保健課長に答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡邊 積君） それでは、土屋文明議員からの帯状疱疹の予防とワクチン接種の助成金についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのように、帯状疱疹の原因は、多くの方が子供の頃に感染する水ぼうそうと同じ水痘・帯状疱疹ウイルスで、水ぼうそうを発症したことのある方であれば、誰もが持っているウイル

スであります。そのため、日本では、成人の約9割以上が体内に持っていると言われております。このウイルスは、加齢、疲労、ストレスなどによって免疫力が低下した際に、ウイルスの活動が再開し、増殖したウイルスが神経の流れに沿って皮膚へと移ることにより、帯状疱疹として発症します。人への感染については、水ぼうそうになったことのない人に対しては、主に接触感染によって水ぼうそうとしてうつる可能性があるものの、帯状疱疹としてうつることはないと言われております。

帯状疱疹が発症した場合の対処法としては、できる限り早く抗ウイルス薬を服用することとされており、予防法としては、ワクチン接種が行われております。一般に予防接種は、定期接種と任意接種に分かれており、定期接種は、予防接種法に規定されているワクチンの予防接種を指し、任意接種は、ワクチンの使用は認められているものの、予防接種法には規定されていないワクチンの予防接種を示します。土屋議員のご発言のとおり、帯状疱疹ワクチンの予防接種は任意接種とされており、接種に係る費用は自己負担となっております。

また、帯状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンがあり、どちらのワクチンも発症予防効果はあるものの、生ワクチンは、免疫力が低下した方や、ステロイド内服中、また抗がん剤治療中の方などには接種することができず、不活化ワクチンは、重大な副反応としてのアナフィラキシー反応を含む過敏症状があるとされております。

このような中で、厚生労働省の厚生科学審議会において、ワクチン接種に最適な対象年齢、期待される効果、安全性などが議論され、定期接種への位置づけについて検討されている状況であります。そのため、一部の自治体では接種の助成が行われておりますが、県内ではまだ行われていない状況であります。

従いまして、带状疱疹ワクチンの接種の位置づけについて、厚生労働省の動向を注視し、带状疱疹ワクチンが定期接種に位置づけられた際には、村民に接種を推進するとともに、接種費用の助成を実施してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（三浦直樹君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 今いただいた答弁の中に、成人の9割以上がウイルスを体内に潜伏しているというお言葉、あるいは免疫力が低下すると带状疱疹が発症しやすくなるといった私の一般質問と共通の認識だということは安心しました。

しかしながら、発症した場合と事前の予防法としてのワクチン接種については、模範的な回答をいただきましたが、発症しない、あるいは発症させない、そして予防に傾注するといった具体的な取組に向かう感が残念ながら感じることができませんでした。

この4月にはNHKで、全国放送で、新型コロナウイルス下によるストレスを背景に、痛みと発疹を伴う带状疱疹感染者の増加を懸念する報道が全国で流されました。9月現在、带状疱疹発症率が高い患者の増加傾向もあり、ワクチン接種を積極的に助成する動きが、動き始めた自治体が現在実は全国で40を超えました。中でも一番早いのが2020年、3大都市の一つ、名古屋市、全市民に助成を開始しております。直近では、お隣の静岡県藤枝市、これは先々週の定例議会で助成制度の意向が示されて、今年度実施とのことでした。

まだまだ任意で、文字どおり、コロナワクチン同様、個人の接種判断とはなりますが、極めて高い発症率を勘案していただき、当村でも、带状疱疹後神経痛の予備軍200名をなくすためにも、早急な助成がされることを願いまして、質問を終わります。

議長（三浦直樹君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦直樹君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（三浦直樹君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和4年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 50 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 9 月 21 日

議会議長

署名議員

署名議員